

瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 1 号

瀬戸市公有財産事務取扱規則の一部を改正する規則

瀬戸市公有財産事務取扱規則（昭和 42 年瀬戸市規則第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第 1 章 <省略>	第 1 章 <省略>
第 2 章 公有財産の管理	第 2 章 公有財産の管理
第 1 節 <省略>	第 1 節 <省略>
第 2 節 <u>行政財産の使用等（第 1 2 条 第 1 6 条の 3）</u>	第 2 節 <u>行政財産の使用（第 1 2 条 第 1 6 条）</u>
第 3 節 <省略>	第 3 節 <省略>
第 3 章から第 6 章まで <省略>	第 3 章から第 6 章まで <省略>
附則	附則
第 2 章 公有財産の管理	第 2 章 公有財産の管理
第 1 節 <省略>	第 1 節 <省略>
第 2 節 <u>行政財産の使用等</u>	第 2 節 <u>行政財産の使用</u>
第 1 2 条から第 1 6 条まで <省略> <u>（行政財産の貸付け等）</u>	第 1 2 条から第 1 6 条まで <省略>
<u>第 1 6 条の 2 各課等の長は、法第 2 3 8 条の 4 第 2 項から第 4 項までの規定に基づき、行政財産を貸し付け、又はこれに私権を設定することができる。</u>	
<u>2 各課等の長は、前項の規定に基づき貸し付け</u>	

る場合は、公募により貸付けを受ける者を選定
することができる。

3 前2項の規定により行政財産を貸し付け、又
はこれに私権を設定する場合については、次節
(地上権又は地役権を設定する場合につい
ては、第21条を除く。)の規定を準用する。

第16条の3 前条第2項の規定に基づき公募に
より行政財産の貸付けを受ける者を選定した場
合の貸付料については、当該公募により決定し
た額とする。

附 則

この規則は、平成23年1月1日から施行する。